

平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十五号

平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令
内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（平成二十八年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「平成二十九年度」の下に「及び平成三十年度」を加える。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子
財務大臣 麻生 太郎

省 令

○厚生労働省令第二十一号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十条第一項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年三月九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第三十三条 法第三十四条第三項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。</p> <p>一 警察官、消防吏員、常勤の消防団員、 准救急隊員及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者 二・三（略）</p>	<p>第三十三条 法第三十四条第三項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。</p> <p>一 警察官、消防吏員、常勤の消防団員及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者 二・三（略）</p>

附則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

○公正取引委員会
消費者庁告示第二号

不正景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、ビールの表示に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第六十号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年三月九日

公正取引委員会委員長 杉本 和行
消費者庁長官 岡村 和美

一 ビール酒造組合（会長代表理事 布施 孝之）の申請に係るビールの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成三十年二月二十日付けで認定した。

二 規約に係る事業の種類
ビールの製造販売業

三 規約の内容
別記のとおり変更する。

四 認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不正景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記
ビールの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。
次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあつては「変更部分」と、変更後の欄にあつては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (一) 変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。
- (二) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>第2条 この規約で「ビール」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第12号に定める次の酒類であつて、国内消費用として国内で容器に詰められたものをいう。</p> <p>(1) 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの。</p> <p>(2) 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令（酒税法施行令（昭和37年政令第97号）をいう。以下同じ。）で定める物品を原料として発酵させたもの。ただし、その原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の百分の五十以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五を超えないものに限る。</p>	<p>第2条 この規約で「ビール」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第12号に定める次の酒類であつて、国内消費用として国内で容器に詰められたものをいう。</p> <p>(1) 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの。</p> <p>(2) 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもの。ただし、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五を超えないものに限る。</p>